

事務連絡
令和8年3月27日

各都道府県消防防災主管課
各消防本部
非常備町村消防防災主管課 } 御中

消防庁予防課
消防庁危険物保安室

PFOS 等含有泡消火薬剤に関する調査への協力について

有機フッ素化合物の一種である PFOS（その塩を含む。）、PFOA（その異性体、これらの塩及び PFOA 関連物質を含む。）及び PFHxS（その異性体、これらの塩を含む。）（以下、「PFOS 等」という。）を含有する泡消火薬剤について、その設置場所や在庫量を適切に把握するため、環境省から別添のとおり、消防機関が保有する情報の提供への協力依頼がありました。

つきましては、地方公共団体の環境部局から PFOS 等含有泡消火薬剤が設置されている施設等に関する情報の提供について依頼があった場合には、可能な範囲で、情報提供に御協力いただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和8年3月27日

総務省消防庁予防課 御中
総務省消防庁危険物保安室 御中

環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

PFOS 等含有泡消火薬剤に関する調査への協力について（周知依頼）

環境保全行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

有機フッ素化合物の一種である PFOS 等は、多様な用途で用いられてきた一方、近年では、その有害性や環境中における残留性等への懸念から、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づき、製造・輸入等が禁止されているところです。

製造・輸入等が禁止される以前に製造・設置された PFOS 等含有泡消火薬剤については、その使用自体は禁止されていないものの、みだりに環境中へ放出されることのないよう、国が定める技術上の基準に従い、漏出防止に配慮した適切な保管を行うとともに、万が一漏出が生じた場合には、速やかに回収する等、厳格な管理が求められています。

一方で、近年、市中に設置されている泡消火設備からの誤放出等による漏洩事故が散見されており、今後も代替の取組が十分に進まない場合には、PFOS 等による新たな環境汚染の問題が生じるおそれがあります。

このため、国が定める技術上の基準に基づく適切な管理に加え、漏出防止に関する周知徹底、代替の促進及び適正処理の推進を通じて、環境汚染を未然に防止することが極めて重要であると考えています。

その前提として、PFOS 等含有泡消火薬剤の設置場所や在庫量を把握することは、国及び地方公共団体にとって不可欠な取組です。

こうした背景を踏まえ、環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室においては、地方公共団体が自らの管轄区域内における PFOS 等含有泡消火薬剤の在庫状況等を把握できるよう、「PFOS 等含有泡消火薬剤在庫量調査マニュアル」（以下「本マニュアル」という。）を作成し、公開いたしました。

今後、地方公共団体が本マニュアルを活用して調査を実施するに当たり、調査対象となる施設を把握するために、消防機関が保有する情報の提供が不可欠となる場面が想定されることから、地方公共団体から、本マニュアルに基づく調査を実施するために必要となる情報の提供について消防機関へ依頼があった場合には、可能な範囲で、下記に例示する情報等の提供に御協力いただけるよう貴庁から消防機関へ周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、情報提供に当たっては、個人情報の保護に十分配慮するとともに、提供の可否及び範囲については、各消防機関の実情を踏まえた判断としていただいで差し支えありません。

記

地方公共団体が「PFOS等含有泡消火薬剤在庫量調査マニュアル」を活用して調査を行う場合に消防機関からの提供をお願いしたい情報（例）

※以下は例示であり、提供可否・範囲については各消防機関の実情を踏まえた判断とする。

（１）防火対象物に係る施設等情報

- ① 防火対象物名称
- ② 防火対象物住所及び設備設置場所
- ③ 関係者氏名
- ④ 関係者住所
- ⑤ 関係者連絡先
- ⑥ 防火対象物用途
- ⑦ 泡消火設備の完成年月日

（２）危険物施設に係る施設等情報

- ① 製造所、貯蔵所、取扱所の区分
- ② 危険物施設住所及び設備設置場所
- ③ 設置者氏名
- ④ 設置者住所
- ⑤ 設置者連絡先
- ⑥ 危険物施設の完成期日

以上